

旭区共同募金委託事業（助成金）実施要領

1 委託（助成）の目的

旭区共同募金は委託（助成）を通じ、次の地域課題の解決を図ることを目的とする。

地域の新しい課題を発見し問題解決の方法を探るとともに、その解決を担う活動主体の育成・連携を図ると共に、活動への住民参加を促進し、住民が共に助け合い、安心して生活を送れるような地域社会づくりに寄与すること。

2 実施主体

社会福祉法人 大阪市旭区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）

3 委託（助成）対象

(1) 委託の対象となる活動について次のとおりとする。

- ア 高齢者の地域生活を支えるための活動
- イ 障がい者の就労と地域生活を支えるための活動
- ウ 子どもの生活と子育てを支援するための活動
- エ 地域福祉を推進するための活動
- オ その他、緊急的な福祉課題を解決するための活動
- ※ ただし、次の活動は委託（助成）の対象としない。

ア 当該活動が、営利活動や、政治・宗教等の運動のための手段として行われるもの。

イ 介護保険事業として行われるもの。

(2) 委託（助成）の対象となる団体

地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び、その他社会福祉を目的とする事業を実施する団体で次の事項に合致する団体を委託（助成）対象とする。

- ア 法人格の有無は問わないが、団体の規約・役員名簿等を備えていること。
- イ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- ウ 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- エ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画し、推進すること。

(3) 委託（助成）の対象とならない経費

- ア 団体の維持・管理のための費用
- イ 支出証拠（領収書など）の提示ができない経費
- ウ 親睦会・交流会等娯楽性の高い経費
- エ 従事者等の飲食費用（会議、研修時のお茶代は除く）
- オ 観光要素が強い旅行や内部研修経費
- カ 助成決定団体から別団体への助成

4 助成総額

大阪府共同募金会からの配分総額に基づき、毎年、共同募金運営委員会（以下「運営委員会」という。）で決定する。

5 助成額

原則として、1団体4万円以内。

なお、運営委員会が特に認めたものについては、この限りではない。

また、配分されない場合もあるので、留意すること。

6 助成金の申請・交付方法

- (1) 申請書（様式1-1、1-2）に該当する事業計画・収支予算を記載して区社協に提出（※申請対象のみの事業計画・収支予算でも可）
- (2) 申請書受付後、運営委員会にて審査のうえ交付の可否を決定
- (3) 交付決定後、申請団体名義の口座へ振込

7 募集方法

- (1) 区社協広報紙（旭区社協だより）に掲載
- (2) 区社協ホームページに掲載

8 受付時期

令和6年4月1日（月）～15日（月）必着

9 事業終了後の報告等

助成を受けた団体に対して事業終了後、事業報告書・精算報告書等の提出をしなければならない。なお、事業終了時において、当該助成金に残余额がある場合は、その残余额を区社協に返還しなければならない。

また、区社協は、助成の用途に係る範囲で、適時、調査・指導を行うものとする。

10 その他

助成金受領後、対象の事業が行われなかった場合、または年度内に実施が困難な場合は、令和7年1月末までに返還すること。